

令和 3年度 委託業務 令和4年度那覇港港湾施設点検業務委託
 の名称

履行場所 那覇港内

履行期間 契約の翌日から令和5年3月24日

特 記 仕 様 書

第1条 (本業の目的)

本業務は、那覇港港湾施設における点検業務及び維持管理計画書更新業務委託である。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」、(以下、「共通仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	管理技術者の資格要件について	1	管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		7	管理技術者の直接的雇用関係について	2	①平成13年度以降の技術試験合格書の場合には、7年異常の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。 ②RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。
		8	照査の実施について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。 なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
		9	照査技術者の資格要件について	2	「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。 本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条（照査技術者）の照査技術者を定めるものとする。
		10	成果物の提出について	1	照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては、下記も満たす者とする。
				2	①平成13年度以降の技術試験合格書の場合には、7年異常の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。 ②RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。
				1	本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。
				2	業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。
				3	成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。
				4	「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 ①電子納品 (CD-R) 1式 ②業務報告書(A4版 紙) 3部 ③その他 (調査職員が指示するもの)
		11	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するもの

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					とする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
				3	業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
				4	発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。
		12	瑕疵について		業務中及び業務完了後において受託者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、業務修正及びそれに伴う費用を負担しなければならない。
		13	保険加入		また成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに公表、貸与、使用をしてはならない。 受注者は、共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨（医科の例を参照）を業務計画書に明示すること。 ただし、調査職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を掲示しなければならない。 （例）〇〇共通仕様書 第〇条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。
		14	その他		本業務を遂行することにより知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
<p>維持管理計画書更新について</p> <p>ライフサイクルコスト算出施設</p>	<p>泊ふ頭8号岸壁、新港ふ頭2号岸壁、新港ふ頭3号岸壁、新港ふ頭4号岸壁、新港ふ頭9号岸壁、那覇ふ頭1号物揚場、那覇ふ頭2号物揚場、那覇ふ頭3号物揚場、那覇ふ頭4号物揚場の計9施設。</p> <p>那覇ふ頭1号岸壁、那覇ふ頭2号岸壁、那覇ふ頭3号岸壁、那覇ふ頭4号岸壁、那覇ふ頭6号岸壁、那覇ふ頭1号物揚場、那覇ふ頭三重城小船溜2号物揚場、那覇ふ頭三重城小船溜3号物揚場、那覇ふ頭三重城小船溜4号物揚場、那覇ふ頭三重城小船溜5号物揚場、那覇ふ頭5号物揚場、那覇ふ頭2号物揚場、那覇ふ頭3号物揚場、那覇ふ頭4号物揚場、那覇ふ頭三重城小船溜1号物揚場、新港ふ頭1号岸壁、新港ふ頭10号岸壁、新港ふ頭2号岸壁、新港ふ頭3号岸壁、新港ふ頭4号岸壁、新港ふ頭5号岸壁、新港ふ頭6号岸壁、新港ふ頭7号岸壁、新港ふ頭9号岸壁、新港ふ頭1号物揚場、新港ふ頭安謝小船溜場6号物揚場、新港ふ頭5号物揚場、新港ふ頭6号物揚場、新港ふ頭7号物揚場、新港ふ頭2号物揚場、新港ふ頭3号物揚場、新港ふ頭4号物揚場、新港ふ頭安謝小船溜場1号物揚場、新港ふ頭安謝小船溜場2号物揚場、新港ふ頭安謝小船溜場3号物揚場、新港ふ頭安謝小船溜場4号物揚場、新港ふ頭安謝小船溜場5号物揚場、浦添ふ頭1号岸壁、浦添ふ頭2号岸壁、浦添ふ頭3号岸壁、浦添ふ頭4号岸壁、浦添ふ頭5号岸壁、浦添ふ頭6号岸壁、浦添ふ頭7号岸壁、浦添ふ頭8号岸壁、浦添ふ頭小船溜1号物揚場、泊ふ頭1号岸壁、泊ふ頭2号岸壁、泊ふ頭3号岸壁、泊ふ頭4号岸壁、泊ふ頭5号岸壁、泊ふ頭6号岸壁、泊ふ頭7号岸壁、泊ふ頭8号岸壁、泊ふ頭1号物揚場、泊ふ頭2号物揚場、三重城小船溜船揚場、新港ふ頭安謝小船溜場船揚場の計60施設。</p>